

特別定額給付金について

特別定額給付金関係書類を各ご家庭の世帯主に送付しました。受給対象者は基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されているすべての方で、給付額は1人につき10万円です。

同封の記載例を参考に申請書にご記入いただき、令和2年8月12日（水）までに申請をお願いします。

*なるべく郵送で申請いただきますようご協力をお願いします。

*通知カード（緑色）は本人確認書類として使用できません。

*オンライン申請をする場合にはマイナンバーカードが必要になります。

☎ 総務課 ☎ 64-7100



特別定額給付金関係書類

子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当の受給世帯に、臨時特別給付金を支給します。給付額は対象児童1人につき1万円で、児童手当登録銀行口座等へ6月11日（木）振込予定です。支給対象者は、令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者です。特例給付の受給者は対象になりません。

*対象児童 令和2年3月31日までに生まれた児童。新高校1年生を含む

公務員の方

所属庁が支給対象者であると証明した申請書にて、居住の市町村に申請（6月1日～9月30日）してください。8月より随時支給します。

☎ 福祉課 ☎ 64-7104

施設の開館について

ハートピア安八、中央公民館、総合体育館（トレーニング室は除く）及び屋外町有施設、健康ふれあいドームは、6月2日（火）より開館します。施設の利用の際は、感染予防のためのルール等を守っていただき、楽しく安全にご利用いただきますようお願いいたします。ハートピア安八は制限付きの開館になります。詳しくは7ページをご覧ください。

公園等については、5月18日（月）から開園させていただきましたが、遊具等の取扱いには注意をお願いします。

安八温泉と各小中学校体育館については、当面の間、諸状況を見守りたいと思いますので、引き続き休館（6月末までを予定）とさせていただきます。温泉休館中は、アンビーバスの最終便（19時台）も運休となります。ご理解とご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症相談窓口

◆全般に関して、どこへ相談してよいか分からない方はこちらへご相談ください。

県民総合相談窓口（コールセンター）（8：30～17：15）

☎ 058-272-8198

◆発熱等の症状が持続している場合はこちらへご相談ください。

帰国者・接触者相談センター（毎日24時間）

☎ 73-1111（内線273）*平日9：00～17：00以外は電話呼出対応

*相談窓口は変更になることがあります。